24.0km超～30.0km以下	900	1,800
30.0km超～36.0km以下	1,000	2,000
36.0km超～42.0km以下	1,100	2,200
42.0km超～48.0km以下	1,200	2,400
48.0km超～54.0km以下	1,300	2,600
54.0km超～60.0km以下	1,400	2,800
60.0km超～66.0km以下	1,500	3,000
66.0km超	1,600	3,200

㈱　料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

②　阪神高速道路の出入口の相互間の利用距離は、別添１によるものとする。ただし、ＥＴＣ車以外の自動車は、阪神高速道路の入口から利用可能な最遠の出口までの距離（別添２の表に掲げる出入口間を利用する場合においては、同表に掲げる当該出入口間の利用距離）を利用距離とする。

⑵　相互利用区間の料金の額

下表に掲げる区間のみを通行する自動車から徴収する料金の額については、記⑴の規定にかかわらず、１回の通行につき同表の相互利用区間の料金の欄に掲げるとおりとする。ただし、同表の区間のみを通行する自動車が、一般国道２号（第二神明道路）のうち神戸市須磨区月見山町三丁目から同市垂水区名谷町字前田までの区間又は同市垂水区名谷町字入野から同市西区伊川谷町井吹までの区間を連続して通行する場合にあっては、同表の相互利用区間の料金の欄に掲げる料金の額を、同表の区間のみの通行について会社が当該自動車から徴収する料金の額と一般国道２号（第二神明道路）のうち神戸市須磨区月見山町三丁目から同市垂水区名谷町字前田までの区間又は同市垂水区名谷町字入野から同市西区伊川谷町井吹までの区間の通行について西日本高速道路株式会社が当該自動車から徴収する料金の額との合算額とみなす。

路　線　名	相互利用区間の料金を徴収する区間	相互利用区間の料金		
		普通車	大型車	特大車
兵庫県道高速北神戸線及び神戸市道高速道路湾岸線	神戸市西区伊川谷町潤和から同町井吹まで及び同市垂水区名谷町字入野から同町字前田まで	200円	300円	700円

（注１）　料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

（注２）　普通車、大型車及び特大車の種類は、別添３のとおりとする。

⑶　通行止めに伴う料金調整

最初に阪神高速道路に流入した入口をＡランプ、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口をＢランプ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる阪神高速道路への再流入入口をＣランプ、阪神高速道路に再流入した後の最終流出出口をＤランプとし、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、Ａ、Ｂ、Ｃ及びＤ各ランプの走行により迂回走行した自動車が、阪神高速道路を順方向に走行し、Ｃランプにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。ただし、記⑵の区間のみを通行する自動車については、料金調整は行わない。

①　ＥＴＣ車の場合の料金調整

ＡＢ各ランプ間の利用距離とＣＤ各ランプ間の利用距離を合算した利用距離に応じて、記⑴の料金を適用する。

②　ＥＴＣ車以外の自動車の場合の料金調整

ＡＢ各ランプ間の通行とＣＤ各ランプ間の通行を１回の通行とみなして、Ａランプからの最遠の出口までの距離を利用距離として料金を適用する。

４　割引を適用する自動車及び割引率等

⑴　上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。

①　割引を適用する自動車

出入口の相互間を通行する自動車

②　割引内容

出入口の相互間の利用距離が、下表に掲げる利用距離となる場合は、記３⑴①に定める料金の額にかかわらず、割引後の料金の額として同表の料金の欄に掲げる額を適用する。

利　用　距　離	料　　金（円）	
	普　通　車	大　型　車
30.0km超	900	1,800

㈱　料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑵　障害者割引については、以下のとおりとする。

①　割引を適用する自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年９月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下のイ又はロの要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車

イ　手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

ロ　手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について」（昭和48年９月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がＥＴＣシステムを利用して無線通信により通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ＥＴＣクレジットカード（会社との契約に基づきＥＴＣカードを発行する者から貸与を受けたＥＴＣカードをいう。以下同じ。）又はＥＴＣパーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するＥＴＣカードをいう。以下同じ。）と車載器（利用規程第３条第１号に規定する車載器をいう。以下同じ。）を共に使用する場合に限る。

②　割引率

割引率は50％以下とする。